

申請拒否を説明できない

「前例ないから」と臆れた回答

県が二〇一七年十一月の段階で、変更手続きの申請を拒否したのは、明らかに説明がつかない。実際、県は、永岡代表の登録変更申請を今年三月、同じ条件下で受理しており、現在、二〇一七年の段階で永岡代表が有資格者だったことを認めていることになる。

同施設については、管理責任者は存在していたのだから、単に管理責任者の登録変更が遅れたという手続きの問題が生じただけだ。その理由の一つに、県が受理すべき手続き申請を受理しなかったことがある。

更に、施設外就労についても、「サービスを提供していなかった」と県は決め付けているが、利用者や受け入れ企業からの聞き取りを行ったの

永岡代表によると、施設側は、作業場への送迎、作業内容の説明、作業についてのアドバイスなどを行なっており、作業中

永岡代表によると、施設の立会いを行なっていたに過ぎない。それも、利用者から「職員の見え方が悪い」と監視されていたようであり、強い要望があったにもかかわらず、受け入れ業者からも「作業中、立ち会いは迷惑」というように言われたためだったという。

実際、本紙が県担当者に「どうすればよかった

の立会いを行なっていたに過ぎない。それも、利用者から「職員の見え方が悪い」と監視されていたようであり、強い要望があったにもかかわらず、受け入れ業者からも「作業中、立ち会いは迷惑」というように言われたためだったという。

実際、本紙が県担当者に「どうすればよかった

244-1794
令和2年8月11日

一般社団法人フェアリー郡
代表理事 永岡 香織 様

宮崎県知事 河野 俊 様

聴聞会の開催について (通知)

貴団体が開設する「ふれすと」に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）、第49条第1項の規定に基づき、令和2年6月30日、7月1日及び7月8日に監査を実施しました。その結果、現在、下記のとおり法第50条第1項に基づき行政処分を検討しております。

つきましては、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、下記3、4のとおり聴聞会を行いますので、出席してください。

なお、当日、正当な理由なく出席せず、かつ、前述審判しくは証拠書類等を提出されない場合は、行政手続法第23条の規定により、聴聞を終結し、行政処分を決定することがあります。

記

1 検討している処分の内容
法第50条第1項の規定に基づき指定取消及び取消決定と同時にその内容を公表すること。

2 不利な処分の原因となる事実
(1) 不正請求及び虚偽請求（法第50条第1項5号及び第6号）
平成30年10月から令和2年3月までの間、合計2名の利用者に對し、サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、この事実を伏せ、サービス管理責任者次期補選を行わず、不正に新補選候補者を推薦し、受理した。その間、元サービス管理責任者を作成者とする補選次期補選を代表者が推進した。
また、施設外就労を行う利用者1名について、平成29年3月から令和2年5月の間、サービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したものとて不正に新補選候補者を推薦し、受理した。

聴聞会の開催前から「不正」と決め付けていた

のか。臨機応変に対応しても構わないのではと聞いてみたが、具体的な説明は全くなく、「立ち会いは規則だから、やっていたいなければサービス提供と認められない」と、役人根性の回答が返ってきただけだ。

しかも、県は一回の指導だけで、「指名取り消し」の嚴重処分を行なつたのか、県が有資格者の

の。臨機応変に対応しても構わないのではと聞いてみたが、具体的な説明は全くなく、「立ち会いは規則だから、やっていたいなければサービス提供と認められない」と、役人根性の回答が返ってきただけだ。

しかも、県は一回の指導だけで、「指名取り消し」の嚴重処分を行なつたのか、県が有資格者の

勤務内務証明書

以下の職員の勤務内容についてお問い合わせいたします。

職員氏名 永岡 香織

職 名 保育士

勤務分野 児童

勤務年度 令和2年度

令和2年(2021年) 4月 - 10月(8月)

職務内容

児童一人一人に対する乳幼児の保育全般
児童保育につき、児童の発達、支援等。

上記に付添りません。

2017年9月12日

宮崎県知事 河野 俊 様

社会福祉法人たんぽぽ福祉会 永岡 香織 様

名刺・住所 園長 中嶋 夏子

保育園で保育士を5年間務めた証明書

第4号

修了証書

永岡 香織
昭和40年7月6日

あなたは、厚生労働省の定める平成29年度宮崎県サービス管理責任者研修を修了したことを証します

修了分野：就労

平成29年11月29日

宮崎県知事 河野 俊 様

サービス管理責任者研修の修了証書

のであれば、二〇一八年の段階での受理を拒否した理由を説明しなければならぬはず。それが出来なければ、処分を白紙撤回して、再度、調査を行うべきではないのか。

の。臨機応変に対応しても構わないのではと聞いてみたが、具体的な説明は全くなく、「立ち会いは規則だから、やっていたいなければサービス提供と認められない」と、役人根性の回答が返ってきただけだ。

しかも、県は一回の指導だけで、「指名取り消し」の嚴重処分を行なつたのか、県が有資格者の